

○飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱

平成27年3月20日

告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の介護に従事する人材を育成し、市内の介護事業所に従事する職員の確保又は資質の向上を図ることを目的として、介護職員初任者研修を修了した者の当該研修に係る受講料について、予算の範囲内で飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては飛騨市補助金交付規則(平成16年飛騨市規則第43号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、介護職員初任者研修とは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

2 介護事業所とは、介護保険法(平成9年法律第123条)第8条及び第8条の2に規定するサービスを提供する事業所並びに同法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する事業を行う市の指定事業所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、介護職員初任者研修を修了した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、介護職員初任者研修受講開始時点において、市内外を問わず、既に介護事業所等に勤務している者は除く。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 介護職員初任者研修修了後6月以内に市内の介護事業所での勤務が決定している者又は雇用されている者。ただし、特に市長が認めた場合は、当該研修受講中に、新たに市内の介護事業所に勤務し、研修修了後も当該事業所に勤務している者を含む。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、5万円とする。ただし、助成対象者が修了した介護職員初任者研修に係る受講料(以下「受講料」という。)に相当する額が10万円未満の場合は、当該受講料に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、介護職員初任者研修を修了した旨の証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して6月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 受講料の領収書の写し
- (3) 研修修了証明書の写し
- (4) 飛騨市内の介護事業所等に勤務している、又は勤務が決定したことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付決定通知書(様式第2号)又は飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 申請者は、交付決定を受けた飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金請求書(様式第4号)により、当該助成金を市長に請求する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

飛騨市長 あて

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

㊞

飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書

飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。また、助成金の交付決定に際し、市税の滞納の有無を確認することに同意します。

記

1 助成金交付申請額 円

2 受講研修等

受 講 者	住 所				
	ふりがな 氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
	雇用保険法に基づく教育訓練給付金の受給資格			有・無	
研修実施事業者	所 在 地				
	名 称				
受 講 料	円				
受 講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
振 込 先	口座等	ふりがな 名 義 人			
		金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店		
			種別	当座・普通	番号
		ゆうちょ銀行	記号		番号
備 考					

3 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 受講料の領収書の写し
- (3) 修了証明書の写し
- (4) 市内の介護事業所等に勤務している、又は勤務することが決定していることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

飛騨市長



飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金
については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額

円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

飛騨市長



飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金
については、交付しないことと決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

飛騨市長

あて

住所

請求者 氏名

⑩

電話

飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金請求書

飛騨市介護職員初任者研修受講料助成金請求書を下記のとおり請求します。

請求額 _____ 円

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)

様式第 4 号(第 6 条関係)